

あなたの家のブロック塀は大丈夫ですか？

平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震では、ブロック塀などの倒壊によって尊い命が失われました。

ブロック塀などが倒壊しないための最低限の基準が建築基準法で定められています。

ブロック塀は私有財産ですので、所有者の責任における維持管理が必要です。ブロック塀の所有者が管理責任を果たさず、他人に損害を与えた時は、自然災害による事故であっても責任が生じる場合があります。

既設のブロック塀は、基準に従い設置されていない場合や劣化の具合によって倒壊のおそれがありますので、所有者の方は安全点検の実施をお願いします。

ブロック塀の点検のチェックポイント

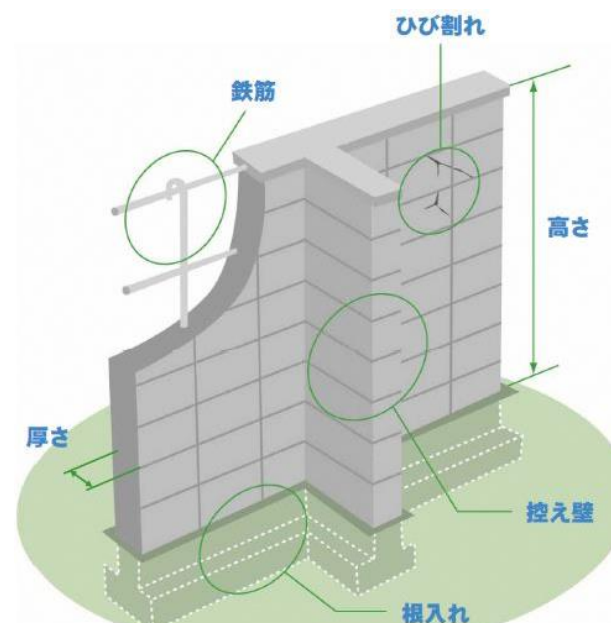
まず外観で下記の1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合は建築士などの専門家に相談しましょう。詳しいことを知りたい場合は、問い合わせ先へお願いします。

外観でチェック

- ①高さ
 - 地盤から2.2m以下か
- ②厚さ
 - 10cm以上か
 - (塀の高さが2mを超え、2.2m以下の場合は15cm以上)
- ③控え壁
 - 塀の高さが1.2mを超える場合、長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか
- ④基礎
 - コンクリートの基礎があるか
- ⑤外見
 - 傾き、ぐらつき、ひび割れなどはないか

専門家に相談しましょう

- ⑥鉄筋
 - 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配置されており、縦方向では壁頂部と地下の横方向にそれぞれかぎ掛けされているか
 - 塀の高さが1.2mを超える場合、基礎の根入れ深さは30cm以上か



※図は日本建築防災協会資料より引用

れんが造、石造や鉄筋のないブロック造の場合は、下記の項目をチェックしましょう。

- 高さは地盤から1.2m以下か
- 厚さは十分か
- 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか
- 基礎があるか
- 傾き、ぐらつき、ひび割れなどはないか
- 基礎の根入れ深さは20cm以上か〈専門家に相談しましょう〉

※危険性と思われる場合は、速やかに通行者への注意表示（通行注意など）をしていただくとともに、補修するか、撤去をお願いします。

問い合わせ先 建設課 ☎ (62) 0528